

○国内産いもでん粉交付金交付要綱第8の4の(2)に基づくと国内産いもでん粉売買証明書に準ずる書面について

[平成19年10月19日付19農畜機第2889号]

改正 平成23年9月30日付23農畜機第2405号

平成28年10月3日付28農畜機第3311号

平成29年3月28日付28農畜機第6625号

国内産いもでん粉交付金交付要綱(平成19年4月18日付け18農畜機第4703号-1)第8の4の(2)に基づくと国内産いもでん粉売買証明書に準ずる書面について機構が認める場合は、次の基準によるものとする。

- 1 交付金申請に係る国内産いもでん粉について、次の事項が確認できるもの。
 - (1) 種類
 - (2) 販売年月日
 - (3) 販売数量
 - (4) 用途
 - (5) 売主名及び買主名
- 2 上記1に記載されている事項について記載された伝票類の写しであること。
- 3 買主が以下の事項について誓約する誓約書が添付されること。
 - (1) 売買した国内産いもでん粉〔※〕を上記1の(4)の用途以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 売買した国内産いもでん粉〔※〕を譲渡する場合には、当該譲渡を受ける者に対し、(1)の事項を義務付けること。
 - (3) 売買した国内産いもでん粉〔※〕を譲渡する場合には、当該譲渡を受ける者に対し、当該譲渡を受ける者が再譲渡するときには、再譲渡を受ける者に対し、(1)及び(2)を義務付けること。

【記載注意】国内産いもでん粉加工製品の売買については、〔※〕に「加工製品」と追加記載すること。

附 則（平成 19 年 10 月 19 日付 19 農畜機第 2889 号）

この規程は、平成19年10月19日から施行する。

附 則（平成23年 9 月 30 日付23農畜機第2405号）

この規程の改正は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月 3 日付28農畜機第3311号）

この規程の改正は、平成28年10月 3 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付 28 農畜機第 6625 号）

この規定の改正は、平成29年 3 月 28 日から施行する。